

長寿（後期高齢者）医療制度のお知らせ

●保険料が変更になる方、新たに保険料が決定した方へ
8月19日(火)に保険料のお知らせをお送りします

保険料の計算方法は、通知書に同封の案内をご覧ください。

▼保険料軽減により通知が送付される方

新たな軽減は次のとおりです。該当する方には、今回、「軽減後の金額」をお知らせします。

①均等割額が7割軽減されていた方（年間保険料1万1千300円の方）：均等割額が8.5割軽減され、年間保険料が5千400円になります。

②「賦課のもととなる所得金額」が40万円超～58万円の方：所得割が5割軽減されます。

▼保険料軽減以外で、保険料の通知が送付される方

①所得金額の変更があった方

65歳以上の方へ

介護保険料の納め忘れにご注意を

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。保険料を納めない、介護サービス利用時に滞納状況に応じて保険の給付が制限されるなど、不利益を受ける場合があります。忘れずに納めましょう。

20年3月分までの保険料の未納がある方には、8月11日に催告書をお送りしました。催告書が届いた方は、内容を確認し、早めに納めてください。お手元に納付書がない方は、介護保険課資格係へご連絡ください。

◆介護サービスの給付制限
◎納期限から1年が経過した場合：介護サービスの利用時の料金がいったん全額自己負担となります。その後申請により9割の払い戻しが受けられます（償還払い）。

◎納期限から2年が経過した場合：介護保険料を納めることができなくなり、将来介護が必要になったときに、保険料の未払い期間に応じて、介護サービスを利用したときの自己負担額が1割から3割に増えます。また、高額介護サービス費も支給されません。

◎納期限から1年6か月以上が経過した場合：介護サービス

※支払い不能になった保険料がある方でも、納期限から2年以内の未納分や当月以降分の保険料の支払いを続けられ、不利益を受ける期間が短縮されます。

◆介護保険料の納付相談
災害等により、財産に著しい損害を受けたときや、事業の廃

止・失業等により、世帯の収入が大きく減少したときは、事由発生から6か月以内に申請した場合、保険料が減額または免除になる場合があります。保険料の納付が難しいときは未納のままにせず、介護保険課資格係にご相談ください。

社会保険料控除として申告できます。

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料のお支払いについては、年金収入が年額180万円未満の方は、医療保険年金課に申請することにより「年金引き落とし」から「世帯主または配偶者の口座振替」に変更することができま

す。変更すると、所得税・住民税の申告の際、世帯主または配偶者の社会保険料控除として申告できるため、世帯の税負担が軽減される場合があります。

お支払い方法の変更を希望する方は、医療保険年金課高齢者医療係にお問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課
高齢者医療係（本庁舎4階）
☎ (5273) 4562

◆介護保険料納付相談員が未納世帯を訪問しています

介護保険料の納付が遅れている方には、土・日曜日にも納付相談員が伺い、未納分を徴収しています。納付相談員は、区非常勤職員「身分証明書」を携帯しています。不審に思われる場合は、身分証明書の提示を求めらるか介護保険課資格係へご連絡ください。

【問合せ】▼保険料の納付・相談：介護保険課資格係（本庁舎2階）☎ (5273) 4273

▼介護サービスの給付：介護課給付係（本庁舎2階）☎ (5273) 4176

伊那市での森林保全体験に参加しませんか

区は地球温暖化防止対策の一つとして、友好提携都市である長野県伊那市と、環境保全の連携に関する協定を結んでいます。

森林保全事業への参加を通じて、環境保全について学び、体験してみませんか。

【日程】9月5日(金)～6日(土)
【集合場所等】新宿駅西口の高速バスターミナル（詳細は別途お知らせします）、往復高速バス利用

【対象】区内在住・在勤で、平地林での間伐・下草刈り等の作業が可能な方、20名
【宿泊場所】羽広荘（伊那市西箕輪はびろ）
【費用】10,000円

【申込み】はがきかファックスに記載例（4面参照）のとおり記入し、8月25日（必着）までに環境学習情報センター（〒160-0023西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階）☎ (3348) 6277・☎ (3344) 4434へ。先着順。

リサイクル講座～古いワイシャツからエコフロンづくり

【日時】9月17日(水)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住・在勤の方、30名
【費用】200円（材料費含む）
【持ち物】使い古しのワイシャツ・物差し・はさみ・筆記用具・裁縫道具、配色のよい余り布（お持ちの方）
【共催】新宿環境リサイクル活動の会
【会場・申込み】往復はがきに記載例（4面参照）のとおり記入し、9月7日（必着）までに新宿リサイクル活動センター（〒169-0075高田馬場4-10-17）☎ (5330) 5374（月曜日休館）へ。応募者多数の場合は抽選。

ISO14001を推進しています

19年度区の環境改善結果

区では一事業者として率先して環境を改善するため、平成12年12月にISO14001の認証を取得し、区で使用する電気・ガス・水などの使用量の削減を進め、環境に有益な活動を心掛けています。19年度もISO14001の認証継続が認められました。

今回は、19年度の取り組みの概要をお知らせします。

【問合せ】環境対策課環境計画係（本庁舎7階）☎ (5273) 3763へ。

●ISO14001の目標達成状況（右表1・2）
19年度は「17年度の実績から0.4%削減する」ことを目標としました。水使用量とごみの排出量は目標を達成しましたが、その他は目標の達成には至りませんでした。

電気・ガスは、図書館や区民施設の開館時間・利用率の増、学校開放の利用増などで、また、ガソリンは業務の拡大により大きく使用量が増加しました。

また、用紙使用量は、区民の方向けの周知用チラシや冊子の発行などにより、区全体で大きく基準値を上回り、目標の達成には至りませんでした。

区は目標の達成に向け、照明設備や空調設備を高効率なものに更新し、装着可能なすべての庁有車にアイドリングストップ装置を装着するなど、率先して温室効果ガスの排出抑制にも取り組んでいます。

●職員の取り組み
区では、職員一人一人が四半期ごとに、「電化製品はこまめに節電モードにするか電源を切る」「会議資料の枚数・部数に配慮し簡素化する」「ごみを分別し資源化する」など自分の行動をチェックし、省エネ・省資源に努めています。

（表1）ISO14001の推進結果（学校を除くすべての区施設）

項目	17年度実績 (基準年度)	19年度実績 (増減率)	19年度目標
電気使用量 (kWh)	20,202,425	20,922,233 (3.6%増)	17年度実績から0.4%削減する
ガス使用量 (m ³)	1,884,016	1,939,403 (2.9%増)	
水使用量 (m ³)	462,881	388,884 (16.0%減)	
ガソリン使用量 (ℓ)	41,458	50,077 (20.8%増)	
用紙類使用量 (枚)	51,338,281	68,651,714 (33.7%増)	
ごみ排出量 (kg)	496,066	441,659 (11.0%減)	

（表2）ISO14001の推進結果（学校）

項目	17年度実績 (基準年度)	19年度実績 (増減率)	19年度目標
電気使用量 (kWh)	7,143,708	7,646,888 (7.0%増)	17年度実績から0.4%削減する
ガス使用量 (m ³)	989,067	1,060,319 (7.2%増)	
水使用量 (m ³)	293,449	307,706 (4.9%増)	
用紙類使用量 (枚)	16,051,745	17,370,678 (8.2%増)	
ごみ排出量 (kg)	314,320	302,080 (3.9%減)	

（表3）区の活動が環境に悪影響を及ぼすことがないように行っている環境に関する法規制等への取り組み（抜粋）

法令等	順守項目	主な該当施設
大気汚染防止法 東京都環境確保条例 騒音規制法	冷温水発生器・非常用タービンのばい煙等の測定、送風機の騒音測定	本庁舎、四谷区民センター、新宿コスミックセンター、清掃事務所、中央図書館等
毒物及び劇物取締法	薬品類の適切な管理等	小・中学校、保健センター等
新宿区リサイクル条例	廃棄物処理責任者届出と再利用計画	本庁舎、特別出張所等
廃棄物処理法	廃酸・廃アルカリ、感染性廃棄物の適正処理	区民健康センター等
廃棄物処理法 PCB特別措置法 PCB適正管理指導要項	PCB（安定器・コンデンサー）の保管、PCB（コンデンサー）の適正使用・管理	本庁舎、第2分庁舎、四谷区民センター、中央図書館等
フロン回収・破壊法 東京都環境確保条例	業務用空調機器、冷蔵・冷凍庫、カーエアコン、家庭用エアコン・冷蔵庫等のフロン類の回収・破壊・適正管理	新宿区の全施設
吹きつけアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針	アスベスト含有調査、除去・封じ込め等の処置、吹き付け部分の維持管理	小学校・中学校・幼稚園・保育園・児童館等の一部、中央図書館、元気館等